

# 熊本県公報

第 1 0 8 8 0 号  
平成 14 年 8 月 28 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示	
指定居宅サービス事業所の指定	( 高齢保健福祉課 ) 1
木材業者及び製材業者の登録	( 林業振興課 ) 1
木材業者及び製材業者の書換え	( " ) 2
指定居宅サービス事業所の指定	( 高齢保健福祉課 ) 2
生活保護法による医療機関等の指定	( 医務福祉課 ) 3
生活保護法による指定医療機関等の廃止	( " ) 3
生活保護法による指定医療機関の変更	( " ) 3
環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件	( 環境保全課 ) 4
道路の区域変更	( 道路維持課 ) 4
"	( " ) 4
"	( " ) 5
道路の供用開始	( " ) 5
"	( " ) 6
公 告	
土地改良区役員の退任及び就任	( 農村計画課 ) 6
大規模小売店舗立地法に基づく届出	( 商工政策課 ) 7
平成 14 年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施	( 防災消防課 ) 7
土地改良区役員の退任及び就任	( 農村計画課 ) 8
第 31 回採石業務管理者試験の実施	( 工業振興課 ) 9
登 載 依 頼	
文化財保護審議会の会議の開催	( 文化財保護審議会 ) 9
熊本市職員共済組合決算報告 (平成 13 年度)	( 熊本市職員共済組合 ) 10

## 告 示

熊本県告示第 642 号  
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター 城山の舎 熊本市城山下代町 27	医療法人社団 城山会	平成 14 年 8 月 15 日

熊本県告示第 643 号  
熊本県木材業者及び製材業者登録条例 (昭和 34 年熊本県条例第 36 号) 第 5 条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。  
平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### (木材業者の登録)

登録年月日 登録番号 (摘要)	住所及び氏名 (法人にあっては 所在地、名称及び代表者の氏名)	業 態	主 な 取 扱 材
平成 14 年 4 月 3 日 A07167 (新規)	上益城郡矢部町大字北中島 2628 高森信幸	素材生産	素 材

平成 14 年 4 月 12 日 A03114 (新規)	玉名郡三加和町中和仁 914-1 池田松治	素材生産	素 材
平成 14 年 6 月 27 日 A10395 (新規)	人吉市宝来町 10-8 三和建设株式会社 代表取締役 佐藤征勝	素材生産	素 材

## ( 製材業者の登録 )

登 録 年 月 日 登 録 番 号 ( 摘 要 )	住 所 及 び 氏 名 ( 法 人 に あ っ て は 所 在 地 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )	業 態	主 な 取 扱 材
平成 14 年 4 月 5 日 B10134 (新規)	球磨郡相良村深水 2500-3 人吉木材市場株式会社 代表取締役 赤星知行	自 営 製 材	一 般 用 材

## 熊本県告示第 644 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり書き換えた。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## ( 木材業者登録の書換え )

登 録 年 月 日 登 録 番 号	住 所 及 び 氏 名 ( 法 人 に あ っ て は 所 在 地 、 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )		変 更 の 理 由
	変 更 前 の 登 録 事 項	変 更 後 の 登 録 事 項	
平成 14 年 5 月 16 日 A09147	葦北郡田浦町田浦 138-2 協業組合ウッディシステム 代表理事 佐藤大八	葦北郡田浦町田浦 138-2 協業組合ウッディシステム 代表理事 田中清年	代表者変更のため
平成 14 年 6 月 10 日 A06047	阿蘇郡小国町宮原 1802-1 小国町森林組合 代表理事組合長 橋本森雄	阿蘇郡小国町宮原 1802-1 小国町森林組合 代表理事組合長 北里耕亮	代表者変更のため
平成 14 年 6 月 28 日 A03064	玉名郡南関町大字関町 1518 玉名荒尾木材事業協同組 合 代表理事 大石彰	玉名郡南関町大字関町 1518 玉名荒尾木材事業協同組 合 代表理事 大石駿四郎	代表理事変更のため

## ( 製材業者登録の書換え )

登 録 年 月 日 登 録 番 号	住 所 及 び 氏 名 ( 法 人 に あ っ て は 所 在 地 、 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )		変 更 の 理 由
	変 更 前 の 登 録 事 項	変 更 後 の 登 録 事 項	
平成 14 年 6 月 28 日 B03024	玉名郡南関町大字関町 1518 玉名荒尾木材事業協同組 合 代表理事 大石彰	玉名郡南関町大字関町 1518 玉名荒尾木材事業協同組 合 代表理事 大石駿四郎	代表理事変更のため

## 熊本県告示第 645 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン八代ケアセンター 八代市通町 10-52	株式会社 コムスン	平成 14 年 8 月 20 日

熊本県告示第 646 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6480012	おぐに整形外科	梅田 修二	阿蘇郡小国町宮原 1771-1-1	平成 14 年 7 月 9 日
6570034	いのちのふるさと診療所	医療法人いのちのふるさと	上益城郡御船町七滝 5019-1	平成 14 年 7 月 1 日

## 〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6014076	みやい歯科医院	宮井 祐	八代市植柳元町 6406	平成 14 年 7 月 1 日

## 〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
891	さくら調剤薬局八代店	アドバンス株式会社	八代市松江城町 3-3	平成 14 年 7 月 15 日
893	さくら調剤薬局松橋店	アドバンス株式会社	下益城郡松橋町大野 346	平成 14 年 8 月 1 日
892	杉原薬局小国店	有限会社杉原薬局	阿蘇郡小国町宮原 1771-1	平成 14 年 7 月 9 日

熊本県告示第 647 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
福山内科小児科医院	福山 武次	人吉市下青井町 92	平成 14 年 6 月 27 日
いのちのふるさと診療所	倉元 涼子	上益城郡御船町七滝 5021	平成 14 年 6 月 30 日

熊本県告示第 648 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
神経内科リハビリテーション協立クリニック	医療法人芳和会	名 称		平成 14 年 6 月 1 日
		水俣協立理学クリニック	神経内科リハビリテーション協立クリニック	

〔 薬 局 〕

医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
へきすい薬局	株式会社柘調剤	開 設 者		平成 14 年 5 月 23 日
		株式会社オーネス	株式会社柘調剤	

熊本県告示第 649 号

平成 11 年 5 月 14 日熊本県告示第 395 号の一部を次のように改正し、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別記 4 中「(北緯 32 度 16 分 55 秒東経 130 度 0 分 50 秒)」を「(北緯 32 度 17 分 07 秒東経 130 度 0 分 42 秒)」に改める。

熊本県告示第 650 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字忠ヶ原 2102 番 1 地先から 同 所 同 字 2102 番 2 地先まで	前	10.0 ~ 10.0	88.0	迂回路 撤去
				5.5 ~ 6.4	69.7	
			後	5.5 ~ 6.4	69.7	

2 区域変更する期日 平成 14 年 8 月 28 日

熊本県告示第 651 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	水 俣 田 浦 線	葦北郡芦北町大字計石字西割 1978 番 1 地先から 同 所 同 字 1905 番 地先まで	前	14.6 ~ 18.6	256.7	2 4 条 工 事
			後	15.0 ~ 22.2	256.7	

2 区域変更する期日 平成 14 年 8 月 28 日

熊本県告示第 652 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	南 小 国 上 津 江 線	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字赤馬場 143 番 地先から 同 所 字東市原 1919 番 2 地先まで	前	11.0 ~ 12.4	75.6	単 橋 改 ( 仮 歩 道 )
			後	11.0 ~ 12.4	75.6	
				2.5 ~ 11.0	100.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 8 月 28 日

熊本県告示第 653 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字計石字西割 1978 番 1 地先から 同 所 同 字 1905 番 地先まで	256.7	2 4 条 工 事

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 31 日

熊本県告示第 654 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字外牧字六十刈	208.0	単道改
		同 所 同 字 252 番 1 地先から 236 番 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 28 日

公 告

熊本県公告第 689 号

玉名郡南関町南関町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。  
平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	阪 井 正 義	玉名郡南関町大字関村 995
"	猿 渡 龍 吉	玉名郡南関町大字関外目 947
"	井 上 孝 陵	玉名郡南関町大字上長田 900
"	橋 本 清 宏	玉名郡南関町大字久重 3081
"	田 中 造酒藏	玉名郡南関町大字小原 1344
"	寺 本 辰 己	玉名郡南関町大字豊永 1961
"	木 下 武	玉名郡南関町大字下坂下 205-2
"	米 澤 熊 夫	玉名郡南関町大字下坂下 2247
"	有 働 福 一	玉名郡南関町大字四ツ原 1463
"	大 石 駿四郎	玉名郡南関町大字関町 1518
監 事	斎 田 信 行	玉名郡南関町大字肥猪 68
"	東 田 龍 雲	玉名郡南関町大字下坂下 3645
"	福 田 孝 昭	玉名郡南関町大字高久野 92

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	阪 井 正 義	玉名郡南関町大字関村 995
"	大佐古 毅	玉名郡南関町大字関下 336
"	仁田原 帝	玉名郡南関町大字久重 764-2
"	井 上 裕 光	玉名郡南関町大字上長田 986-2
"	田 中 造酒藏	玉名郡南関町大字小原 1344
"	田 中 弘 量	玉名郡南関町大字豊永 1985
"	米 澤 熊 夫	玉名郡南関町大字下坂下 2247
"	平 川 哲	玉名郡南関町大字下坂下 911-1
"	上 原 久 好	玉名郡南関町大字四ツ原 2241-3
"	上 田 数 吉	玉名郡南関町大字関下 1913

監 事	大佐古 宏	玉名郡南関町大字関下 429
"	岡 本 泰 國	玉名郡南関町大字上長田 1056
"	浦 田 訓	玉名郡南関町大字豊永 758

## 熊本県公告第 690 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニー桜木店  
熊本県熊本市花立一丁目 116 番外
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 9 時  
変更後 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 10 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで  
変更後 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- 3 変更する年月日  
平成 14 年 8 月 20 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社サニー他 2
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,256 平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数  
50 台
  - (4) 駐輪場の収容台数  
16 台
  - (5) 荷さばき施設の面積  
31 平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
7 立方メートル
  - (7) 駐車場の自動車の出入口の数  
4 か所
  - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 9 時まで
- 4 届出年月日  
平成 14 年 8 月 12 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 14 年 8 月 28 日から平成 14 年 12 月 27 日まで

## 熊本県公告第 691 号

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 10 の規定に基づき平成 14 年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成 14 年 8 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習の実施に関する事務の委託機関  
熊本市九品寺一丁目 18 番 2 号  
社団法人 熊本県消防設備保守協会
- 2 講習対象者
  - (1) 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 33 条の 17 第 1 項又は第 2 項の規定により講習を受けなければならない消防設備士
  - (2) その他の消防設備士で受講を希望するもの
- 3 講習の期日及び場所
 

（消火設備講習）

平成 14 年 11 月 27 日（水）	熊本市（熊本県労働会館）
平成 14 年 11 月 28 日（木）	熊本市（熊本県労働会館）

（警報設備講習）

平成 14 年 11 月 1 日（金）	本渡市（熊本県天草地域振興局）
平成 14 年 11 月 8 日（金）	八代市（やつしろハーモニーホール）